

株式会社 新潟建築確認検査機構  
建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る料金改定のお知らせ

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

建築物エネルギー消費性能向上に関する法律の改正により、令和3年4月から省エネ基準への適合義務制度の対象が300㎡以上の非住宅建築物に拡大されます。

この対象建築物の範囲拡大に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る料金等の対象床面積を細分化するなど、下記のとおり料金を改定させていただくことにいたしました。

また、完了検査における建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更内容の審査を適切に実施するため、相当な時間を必要とすることから、軽微な変更説明書ルートB（一定範囲内の省エネ性能が低下する変更）の審査について、新たに付加手数料を設定いたしました。

弊社におきましては、今後これまで以上に迅速かつ丁寧で、きめ細やかなサービスを提供させていただく所存ですので、何卒ご理解を賜り、引き続きご愛顧いただきますよう心よりお願い申し上げます。

記

1. 実施日

令和3年4月1日(木) 申請受付物件から改定料金を適用します。

2. 改定後の手数料

別紙をご参照ください。

3. 主な改定点

- ・建築物エネルギー消費性能適合性判定料金：1000㎡以下の区分を設定しました。
- ・完了検査時の付加手数料：区分を改定し、項目を追加しました。  
(軽微な変更(ルートB)における手数料が追加されました)
- ・表記を総額表示とします。

【この件に関するお問い合わせ】

(株)新潟建築確認検査機構

省エネ判定部

本 社：TEL025-283-2112

長岡支店：TEL0258-89-6061

# 建築物省エネルギー適合性判定等料金表

令和3年4月1日改正  
株式会社 新潟建築確認検査機構

## 1. 建築物エネルギー消費性能適合性判定料金

① 建築物用途が、用途分類表①に分類するホテル等、病院等、集会所等及び、これらに類する用途、並びにこれらを含む複合用途の場合 (税込、単位：円)

判定対象面積	確認申請と併願の場合		通常料金	
	評価手法		評価手法	
	標準入力法・ 主要室入力法	モデル建物法	標準入力法・ 主要室入力法	モデル建物法
～ 1000㎡	264,000	140,800	330,000	176,000
1000㎡ < S ≤ 5,000㎡	308,000	158,400	385,000	198,000
5000㎡ < S ≤ 20,000㎡	352,000	176,000	440,000	220,000
20,000㎡ < S ≤ 50,000㎡	484,000	264,000	605,000	330,000
50,000㎡ < S ≤ 100,000㎡	660,000	352,000	825,000	440,000

② 建築物用途が、用途分類表②に分類する工場等で表①及び表③に分類する用途を含まない場合 (税込、単位：円)

判定対象面積	確認申請と併願の場合		通常料金	
	評価手法		評価手法	
	標準入力法・ 主要室入力法	モデル建物法	標準入力法・ 主要室入力法	モデル建物法
～ 1000㎡	132,000	61,600	165,000	77,000
1,000㎡ < S ≤ 100,000㎡	176,000	88,000	220,000	110,000

③ 建築物用途が、用途分類表③に分類する事務所等で表①に分類する用途を含まない場合 (税込、単位：円)

判定対象面積	確認申請と併願の場合		通常料金	
	評価手法		評価手法	
	標準入力法・ 主要室入力法	モデル建物法	標準入力法・ 主要室入力法	モデル建物法
～ 1000㎡	132,000	70,400	165,000	88,000
1000㎡ < S ≤ 5,000㎡	176,000	88,000	220,000	110,000
5000㎡ < S ≤ 20,000㎡	220,000	132,000	275,000	165,000
20,000㎡ < S ≤ 50,000㎡	308,000	176,000	385,000	220,000
50,000㎡ < S ≤ 100,000㎡	440,000	220,000	550,000	275,000

④ 上記以外 (税込、単位：円)

建築物全体が一次エネ計算対象外となる場合	33,000
モデル建物法で仕様を入力する外皮及び設備がない場合	

- ※ 上記表、①、②、③ 100,000㎡ < S については、別途お見積りいたします。
- ※ 一つの棟に用途分類表による分類が複数ある場合は、次の通り適用します。ただしその適用が著しく不合理であると当社が認めた場合には別途判断します。
  - a. 一部に用途分類表①の適用が含まれる場合は、表①の料金を適用します。
  - b. 表①の用途が全く含まれず、一部に表③の用途が含まれる場合は表③の料金を適用します。
- ※ 既存建築物の増改築の申請で、既存部分のBEIにデフォルト値を使用しない場合は、既存部分の判定対象面積を増改築部分の判定対象面積に加えた面積の手数料となります。
- ※ その他、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等のあった建築物が当機関の判定料金表の想定範囲を超える場合、別途お見積りいたします。

## ● 計画変更申請、軽微な変更該当証明申請

計画変更申請料金	判定料金の1/2の料金 (他機関判定物件の場合を除く)
軽微変更該当証明申請料金	
適合しない旨の通知書が交付された同一物件	

- ※ 次の1) から4) の場合は判定料金表の通りとなります。
  - 1) 直前の判定が他機関の場合。
  - 2) 評価方法の変更で、モデル建物法から標準入力法（主要室入力法を含む）への変更又は、主要室入力法から標準入力法への変更の場合。
  - 3) 評価方法の変更で、一次エネルギー消費量計算を行わなかった評価方法から新たにモデル建物法又は標準入力法（主要室入力法を含む）で評価を行う場合。
  - 4) 上記、表④が適用された申請について、その後、省エネ計算を行うことが必要となった場合。

## 2. 完了検査又は仮使用認定の付加検査手数料

### 1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物への加算 (非課税、単位：円)

対象床面積	加算手数料
500㎡以内	16,200
500㎡を超え1,000㎡以内	26,400
1,000㎡を超え2,000㎡以内	34,200
2,000㎡を超え4,000㎡以内	45,400
4,000㎡を超え6,000㎡以内	51,600
6,000㎡を超え10,000㎡以内	59,000
10,000㎡を超え50,000㎡以内	77,600
50,000㎡を超えるもの	154,800

※ 以下の①、②による場合は上記手数料は加算しないこととする

- ① 建築物全体が一次エネ計算対象外となる場合
- ② モデル建物法で仕様を入力する外皮及び設備がない場合

※ 仮使用認定のAによる場合は、10,000円とする

### 2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更内容の確認

[モデル建物法で一定範囲内の省エネ性能が低下する変更(ルートB)の場合] (非課税、単位：円)

対象床面積	評価手法 / モデル建物法					
	①建築物の用途がホテル等、病院等、集会所等及びこれらに類する用途、並びにこれらを含む複合用途の場合		②建築物の用途が工場等で左記①以外の場合		③建築物の用途が左記①及び②以外の場合	
	直前の省エネ適判が当社の場合	通常料金	直前の省エネ適判が当社の場合	通常料金	直前の省エネ適判が当社の場合	通常料金
1,000㎡以内	38,400	48,000	16,800	21,000	19,200	24,000
1,000㎡を超え5,000㎡以内	43,200	54,000	24,000	30,000	24,000	30,000
5,000㎡を超え20,000㎡以内	48,000	60,000	24,000	30,000	36,000	45,000
20,000㎡を超え50,000㎡以内	72,000	90,000	24,000	30,000	48,000	60,000
50,000㎡を超え100,000㎡以内	96,000	120,000	24,000	30,000	60,000	75,000

※ 建築物の用途の分類は、建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程 用途別分類表による。